

賃金等の変動に対する

工事請負契約書第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)

運用マニュアル

令和 7 年 4 月 1 日

松原市

はじめに

この運用マニュアルは、工事請負契約書第26条第6項(以下「インフレスライド条項」という。)に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、本市の運用の考え方を整理したものである。

1.適用対象工事

- (1) インフレスライド条項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上ある工事を対象とする。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更(松原市の積算における公共工事設計労務単価の改定をいう。以下同じ。)がなされた時とする。

- ・ この運用マニュアルの適用の対象となるのは、インフレスライド条項のある本市の工事請負契約書(以下「契約書」という。)を用いる建設工事の契約であり、別の契約約款を用いる単価契約や委託役務の契約は対象としない。

- ・ 賃金水準の変更について
賃金水準の変更がなされた時とは、松原市の積算において、公共工事設計労務単価の改定がなされた時をいう。

2.請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の対象となる可能性があるとして、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く)で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日(請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く)の範囲で定めることも可とする。)から2ヶ月以上必要であることに留意すること。遡りは認めない。

・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く)の範囲で定める。

なお、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合は、新しい賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも変更協議書等による指示により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3.スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

- ・ スライド対象の確認

スライド変更を行うか否かの判定にあたっては、スライド協議の請求までの間の設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

ただし、基準日までに変更契約を行っていないが、変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができるものとする。

- ・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2)により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- ・ スライド協議の請求時の添付資料について

受注者のスライド協議の請求後、速やかに工事の出来形数量が確認できるよう、スライド協議の請求にあたり、予算担当課は工事費内訳明細書等の必要な確認資料の添付を求めものとする。

- ・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内(土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く)に受注者に書面(別紙様式2)により通知する。やむを得ず協議開始日に変更が生じた場合は、再度通知するものとする。

- ・ 実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)に伴う実施フロー」を参照すること。

4.請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額)
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、 Z ：発注者積算額)
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第30条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

・ 基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・ 基準日における見積価格採用単価について
再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・ 複数回スライドを行う場合について
スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

- ・ 発注者積算額について
変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運用については、各積算担当課が定めるところによる。

5. 出来形数量の確認(残工事量の算定)

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表等に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形数量に含めるものとする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・ 契約書で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表等一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが変更協議書等により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

・ 出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本運用マニュアル記5.に基づき実施することを基本とする。

なお、迅速かつ確実な執行ため、当面、受注者に「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表等に対応した出来高を確認できることとする。

出来高確認は、積算担当課(監督職員)と、受注者(監理技術者又は主任技術者、現場代理人)により行うものとする。なお、工事監理業務を外部委託している場合は、委託監督員は出来高確認に立ち会うものとする。

・ 「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」に記載された出来高数量により、数量総括表等に対応した出来高数量を確認する。

6.物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・ 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が基準日時点で積算に用いている物価資料等の価格を基礎とする。物価資料等の適用に係る詳細な運用については、各積算担当課が定めるところによる。

・ 基準日における特別調査採用単価について

特別調査による単価は、原則として、変動の対象としないものとする。ただし、価格変動が著しく、類似単価の物価変動率等から客観的変動額が算出可能と判断される場合は、協議により見直すことができるものとする。

なお、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・ 基準日における見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率等により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7.変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・ 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、請求後、速やかに必要な手続を行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、精算年度に行うことができる。

なお、工期が複数年度にわたる契約については、その最終年度を精算変更時点として契約変更を行うことができるものとする。

・ 精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8.その他

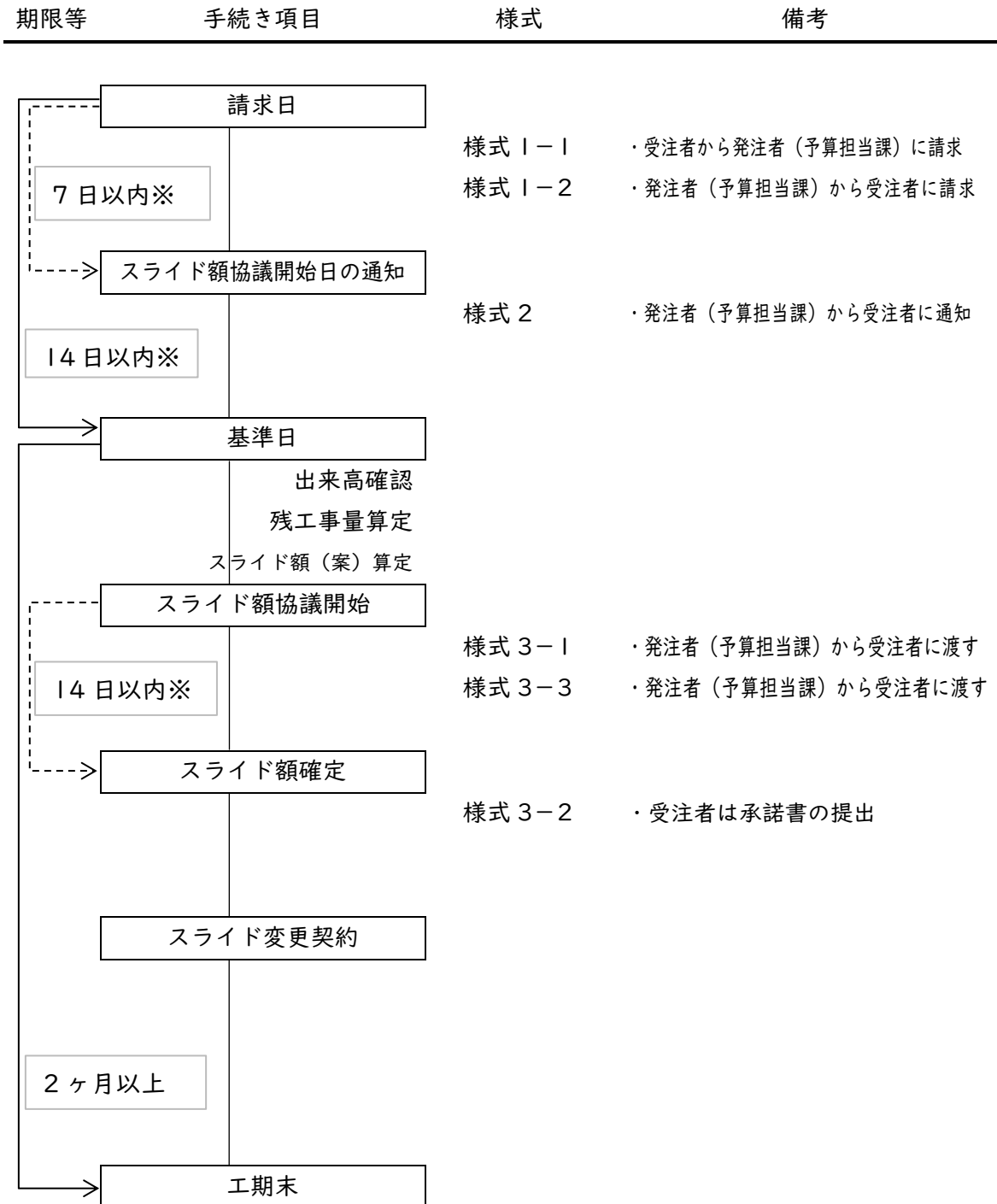
インフレスライド条項に関し、本マニュアルに定めのないものは、大阪府の運用マニュアルに準ずるものとする。

9.適用日

このマニュアルは、令和7年4月1日から適用する。

(別紙1)

工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)に伴う実施フロー



「-----▶」は、契約書で規定、「————▶」は、本マニュアルで規定
※土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く

(様式 1-1)

[受注者からの請求]

年 月 日

松原市長

様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

なお、請負金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号国土交通省土地・建設産業局長通知)の趣旨を承知したうえで、これにのっとり、当社と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応します。

1. 工事名

2. 請負代金額 金 円

(うち消費税及び地方消費税額) 円

3. 工期 年 月 日から

年 月 日まで

4. 希望基準日 年 月 日

5. 変更請求概算額 金 円

6. 概算残工事請負代金額 金 円

(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)

7. 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料 (根拠資料含む)

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式 1-2)

[発注者からの請求]

年 月 日

受注者

様

松原市長

工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付で契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約書第 26 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

1. 工事名

2. 請負代金額 金 円

(うち消費税及び地方消費税額) 円

3. 工期 年 月 日から

年 月 日まで

4. 希望基準日 年 月 日

5. 変更請求概算額 金 円

6. 概算残工事請負代金額 金 円

(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)

7. 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料 (根拠資料含む)

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(様式 2)

年 月 日

受注者

様

松原市長

工事請負契約書第 26 条第 8 項に基づく協議の開始の日について (通知)

年 月 日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

なお、スライド協議における基準日は、協議を踏まえ、〇〇年〇〇月〇〇日といたします。

1. 工事名

2. スライド額協議開始日 年 月 日

(様式 3-1)

年 月 日

受注者

様

松原市長

工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工事名
2. スライド変更金額 (増) 金 円
うち、消費税及び地方消費税の額 金 円
3. 基準日 年 月 日

※ 2 の協議額に承諾する場合は、年 月 日までに別添 (様式 3-2) の承諾書を提出すること。

(様式 3-2)

承諾書

年 月 日付で協議のありました下記工事の工事請負契約書第 26 条第 7 項
によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. 工事名

2. スライド変更金額 (増) 金 円

うち、消費税及び地方消費税額 金 円

3. 基準日 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

松原市長

様

(様式 3-3)

年 月 日

受注者

様

松原市長

工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付け請求のあった工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工事名
2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
3. 理由 スライド額が対象工事費の 1%を超えないため

スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円（消費税及び地方消費税含まず）
	円（消費税及び地方消費税含む）
設 計 書 金 額	円（消費税及び地方消費税含まず）
	円（消費税及び地方消費税含む）
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
基 準 日	年 月 日
出 来 高 額	円（税抜き）
残 工 事 額（ P_1 ）	円（税抜き）
変 更 残 工 事 額（ P_2 ）	円（税抜き）

※増額スライド用

〇〇工事に係る賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) - (P_1 \times 1 / 100) \\ &= (\quad - \quad) - (\quad \times 1 / 100) \\ &= \end{aligned}$$

(但し、P₁ < P₂)

P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂ : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇工事に係る賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P_1	P_2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) + (P_1 \times 1 / 100) \\ &= (\quad - \quad) + (\quad \times 1 / 100) \\ &= \end{aligned}$$

(但し、 $P_1 > P_2$)

P_1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ \text{(税込み)} &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$